

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年第6回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和4年9月16日(金) 午前9時30分～午前11時00分
場所	東館3階中会議室
出席者	委員 岡 絵理子、武田 重昭、小池 志保子 欠席委員 佐久間 康富、西野 雄一郎 届出者 診療所 (大原町185番1) 申請者 ・・氏 設計者 ・・氏
事務局	都市計画課 まちづくり担当課長 長良 晶子、係長 岡本 周三、 課員 高江 俊行、寺嶋 真唯
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

診療所 (業平町50番外)

イ その他

(3) 閉会

2 提出資料

(1) 大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

3 審議内容

(1) 診療所 (大原町185番1)

令和4年9月7日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 建築物の壁面については、適切な材料や色彩の選択等の工夫により、重厚感があり、周辺の景観に配慮した落ち着いたあるまちなみ形成に寄与する計画とすること。通りに面した南側に加え、西側については視認性が高いことから、通りからの見え方に配慮した計画とすること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、南側の壁面を可能な限り後退させるとともに、西側との連続性に配慮し、十分な緑量を設けることにより、開放感があり、潤いある通り景観の形成に寄与するような計画とすること。その際、建築物に附属する柵等についても、道路や隣地からの見え方に配慮された配置、デザインとすること。
- ・ 駐輪場、ゴミ置き場等、建築物に附属する設備は、通りから見えないような配置・規模と

することを基本とし、やむを得ない場合においても、使用する材料及び配置等も含めて建築物と一体的にデザインするとともに、適切な植栽配置を行うなど、十分な修景を行うこと。